第213回内水面漁場管理委員会

- 1 日時 平成25年7月12日(金) 午後1時30分から
- 2 場所 長野県水産試験場諏訪支場
- 3 出席者
 - ○漁場管理委員 8名

漁業者代表:近藤政雄、藤森寛治、宮島幹夫

採捕者代表:名取清

学識経験者:沖野外輝夫、桐生透、竹原文子、平林公男

〇事務局

本井書記長他3名

4 会議事項

- (1) 平成 25 年度委員会開催計画について
- (2) 遊漁規則の一部改正について
- (3) 免許内容等の事前決定について
- (4) 公聴会の開催について

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 議事録署名委員の指名を行います。今日は宮島委員、桐生委員にお願いしま す。よろしくお願いします。それでは一番目の議事、平成25年度委員会開催計画 について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 (資料1により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。今年度の計画です。第18期のこの 委員(の任期)は11月までで、委員会が今日を含めて3回、それと公聴会にも出席 していただきます。何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。それではこの予 定で今年はお願いします。特に最後の第215回は答申が重なっておりますのでよろ しくお願いします。

それでは、続きまして(2)遊漁規則の一部改正につきまして、これは北信漁協

からの申請です。

事務局 (資料2により説明)

沖野会長 北信漁協からの申請ですが、ニジマスの周年区間の設定追加、もう一つは禁止区域の設定ということですが、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

近藤委員 ニジマスは周年漁ができることにはなっているんだけど、周年できる場所を 選定するのに実は非常に苦労しているんですよね。申請するにあたって、さまざま な条件をつけられて。どういうことを目的としてニジマスの周年解禁をしているの か、目的がぼやけてきていると思うんですよね。何となくそんなふうに指導されて いるような気がするんです。カワウの被害防止ももちろんあるのですが、ニジマス を周年解禁することによって、先ず、誘客の可能性、横湯川については渋温泉の旅 館組合の目の前に川があるんですね。地元の旅館組合から前からなんとかこの川を 周年使えないか、観光の一助にならないか、という話がずっとありまして。そのこ とは理由にならないんだろうか。疑問なんですよね。川を周年利用するためには、 ニジマスが周年獲れるけれど、ヤマメ・イワナは獲れないんですよね。そうすると、 ヤマメ・イワナはいないという条件を作らなければならない。何か妙なんですよね。 元々そこはヤマメ・イワナの棲んでいる区域ではありませんし、放流区域なんです ね。天川橋の上流に堰堤があって殆ど魚止めになって、下流からの魚は行ったり来 たりするけれども、上流で自然繁殖した魚がたまたまそこへ下ってきてヤマメかイ ワナが来たとしても、極僅かなんですけれども、(イワナやヤマメの混獲が)あるか ないかの方が認可するかしないかの前提条件となって。地元の観光振興、漁業協同 組合が川と地元の渋温泉旅館組合とタイアップしながらもう少し観光に生かせな いかというような発想が実はこの申請の中にあるんだけれども、それは理由になら ないのか。何か非常におかしな話です。

沖野会長 その辺、事務局、いかがでしょうか。

事務局 川をどう利用するかということを考えた時に、根本的にある漁業調整規則、それはどうしても守っていただかなければいけない。その上でいかに川をうまく利用して地域を発展させるかを考えていくのが筋だと思うので、この大前提をここだけ変えてくれというのはなかなか難しいと私達は思います。

近藤委員 実はその大前提になっているところが問題なのですね。大前提になっている

ところにメスを入れることは出来ないだろうか。それがあるから地元との話がなかなかうまくいかないということになってきますね。地元と話をした中で、川は資源なのではないだろうか。つまり、渋温泉では夜間瀬川、横湯川、あるいは角間川もそうなんですけれども、それは観光資源として使えないだろうか。そういう思いがあるわけですね。それをどうしようかという時に、前提になる漁業調整規則のほうが重荷になってしまって、なかなか前にいかない。なぜかと考えるときに、前提条件そのものを考え直す必要があるのかな、これは大きな問題と思いますが見直していいのではないかなと。地域との連携、観光との連携を標榜していながら、それがあることによって、やろうとするときにネックになるような気がするんですけどね。もう一度しっかり見直す必要があると私は思うんですけどね。

沖野会長 この申請の許認可の前提条件を見直してはどうかというご意見ですが、また 事務局のほうで観光との絡みなどあるかと思うのですが、何等かの対策をたてて、 もし必要とあれば、この委員会にかけていただければと思いますが、よろしいです かね。

近藤委員 現在はそれがネックになっています。

沖野会長 はい、今日の申請に対しての異議はないでしょうか。なければ、申請のとお りでよろしいでしょうか。

はい、では北信漁協からの申請について、申請どおり認可して差し支えない旨答申 したいと思います。

よろしいですね。

委員一同 はい。

沖野会長 では、そうさせていただきます。続いては、(3)漁業権免許の内容等の事前 決定について、事務局からお願いします。これは前回も説明がありました。

事務局 (資料 3-1、3-2 により説明)

- 沖野会長 有難うございました。ちょっとややこしいところがありました。お分かりに ならなかった方は質問をどうぞ。
- 藤森委員 今の説明にありました特に国土交通省からの意見ということで、(1)ですね。 この部分についてはこういう意見があったということでもって、漁業権免許(の制

限又は条件)について特別に記載するということはないということですね。

事務局 その通りです。こういったご意見がありましたということを委員会にご報告するということで説明させていただきました。

藤森委員 了解しました。

沖野会長 現在は事前協議をしているんですよね。河川工事。

藤森委員 原則しています。

沖野会長 原則やることになっている。はい、どうぞ。

近藤委員 今の議長の話ですが、一時ですよね、漁連で会議をやったり、県の方へ要望 を申し上げたり、請願を申し上げたこともありますが、その頃に盛り上がってきて、 河川工事についての事前協議、漁協とこまめにやり取りをやることの約束はされて いたと思うのですけれども、最近はまたほとんどされてない。やってるところもあ りますけれども、やられてない方が多いですね。結果として困った問題だと思って いるのが、中部地方建設局から出ているような、こういうものがトラブルになって いることがあるわけですね。現実問題ですね。「河川工事の施行に支障を及ぼさな い」という旨を、これはかつての(農政部長)通知が出ているんですけれども、要す るに協力金等の要求はしてはいけないと出ているんですけれども、そのような実例 があるので、中部地方建設局からこのようなきついことが出てきているのではない のかなと思います。漁業協同組合側にそんな問題があるのならば、(請願に当たり) 県議さんの方からも自助努力をしなさいとご指導を頂戴していますので、内容をき ちんと精査していかないといけないと思います。国交省の方が、一方的だというこ とを一概に言えるとするならば、3番(1)この委員会でこういう意見がありまし たと報告すればすむかもしれないけれども、実際問題になっているのかどうか、精 査する必要があるのかもしれない。実情がわからない。事前協議制は、あの頃はや られて、その後はあまりやられていないようだということをもう一度繰り返してお きます。

沖野会長 中部地方建設局からこんな実例でという話はないですね。一般論として。

事務局 実例ということでは聞いておりません。

沖野会長 北陸地方整備局の信濃川水系は別に何もないのですか。

事務局 各事務所にも意見照会をしまして、本局の方にも意見照会したのですけれども、 双方から意見はありませんでした。

沖野会長 ということは、国土交通省全体の意見でもない。中部地方建設局の(意見)。

近藤委員 事務局ではこの話が出てきている背景はご存じなんですよね。長野県管内では実際に起きていないかもしれないけれども、この種の問題が起きたのは有田川ですよね。和歌山県でしたか。有田川の事件があるので、もう少し、漁協への指導を強めてくださいというのがあるんですよね。有田川の事件、ご存じですよね。

沖野会長 私、分からない。

近藤委員 これはあまり言いたくない話でもあるわけなんですが、もうインターネットでも出てます。隠しようがありません。有田川で組合長以下3人ほど恐喝で逮捕されてしまったんですね。トンネル工事に絡んで恐喝事件になってしまったという実例があって、警鐘を鳴らされています。これは漁業協同組合としてももう一度原点に帰って襟を正さなければならないことと思っています。そういうことが伏線になっているんですよね。だからこんなことになる。

沖野会長 他にどなたかご質問ございませんか。

竹原委員 やはり(1)の件なんですけれども、漁協さんの方の関係で、今、近藤さんがおっしゃったような膿がそこから出てきたのかもしれないですけれども、漁協とちょっと離れて利用するものからしてみても、ちょっとこの言い方はどうかというところがあります。こちらの方、使う方に対してももちろん考えなければならないこともあるんですけれども、河川工事をする国土交通省側にも工事をするに当たってなるべく川の負担がないような工事をせよというような決まりはないのでしょうか。ここで伺っても分からないかもしれませんが。

沖野会長 分りますかね。現在、河川法の中にも環境が入ったので、環境に配慮してやるようにと、以前に比べると相当気を遣うようになったのですが。事務局の方ではその辺いかがでしょうか。

事務局 今、会長がおっしゃったように、配慮するような形で(工事を)実施するように

というのは担当者の方から何度も聞いております。

- 沖野会長 特に濁水については、濁水が川に入らないようにする処置をする例が増えて いると思いますか。
- 藤森委員 実は4月に国土交通省に伺って、水管理・国土保全局長さんとお話しした時に、河川環境課長さんなどが同席されまして、3人と私達がお話したのですが、昔は工事は治水と利水のためにやるんだよということでしたが、今は違いますよと。当然、生物多様性等に配慮するようになってきていますという話をされまして、ここ3年くらい、大分、国土交通省の本省の方は考え方が変わってきているんですよね。ところが、地方へ来るとその考え方がまだ浸透していないという部分があって、少しずれがあると私は考えております。中央の省では考え方を切り替えていますので、徐々に末端の方までその考え方が及んでくるのではないかと思っています。
- 近藤委員 藤森委員のお話の補足にもなるかもしれませんけれども、実際に河川工事を行う場合に濁水を出さないような配慮・手だてをして、工事をするという方法があるんですよね。方法はあるんだけれども、お金の方が先になるのかなということで、長野県の場合は、どちらかと言えば遅れていると聞いているんですよ。新しい方法は、濁水が出る発生源の方から下流の方へ、所謂プールにする、濾過装置をつけると大分軽減される。長野県はそういう方法をなかなか取り入れてくれないという話があるんです。それは予算の関係なのかわかりませんけれども、新技術の方へ目もくれない。農政部の方からも、新しい技術を導入しながら、川に負担かけないような河川工事をと取り入れてほしいんですよね。それがきちんとできてくれば、天竜川漁協の文言云々など出てこない。これが出てくるということは、天竜川漁協も濁水について相当神経を尖らせていると思います。
- 沖野会長 国の管理機関と県の管理機関、やり方もそれぞれ同じとは言えない。お金の 問題もある。確かに相当費用がかかる。その辺ではだんだんとよくなって来てはい るとは思うんです。

今日のこの案件については知事からこういう諮問が来たので、今日はこの諮問を受けるかどうかということをお諮りするのが第一段階です。こういう諮問が来ていますので、なかなか分かりづらいところがあるかもしれませんが、資料は3-1、これが完成のものですよね。

- 事務局 完成分です。それに加えて、一番最後のページに漁場概要図がついているんで すけれども、これについては、公聴会までに各漁業権毎の図面をお作りしてお配り します。
- 沖野会長 それではこの後この中をよく読んでみていただいて、とりあえず知事の諮問 を受けるということで、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 では、諮問を受けさせていただきます。これについては答申をする前に公聴会を開かなければならないということになっております。委員会として諮問に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ公聴会を開いて意見を聞かなければならないとあります。今、委員会で諮問を受けたということで、今後公聴会を開かせていただきます。事務局の方から公聴会の開催について説明をお願いします。

事務局 (資料4により説明)

沖野会長 公聴会は開くということで決定してよろしいですかね。

委員一同 はい。

沖野会長 では公聴会は開くということで決定しました。その後の説明をお願いします。

事務局 すみません。もってまわったようで申し訳ないのですが、これにつきましては、今の資料の3ページに"開催等の決定"ということで、"第2条 委員会において、公聴会を開き、又は意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。"とあり、委員会において開催の決議を決定しなければならないという手順がありましたので、このように進めさせていただきました。

(資料配布、日程案について説明)

沖野会長 お忙しい中また暑い最中ですが、うまく予定が合えばいいですけどね。日程 についてはそれで提出していただいて、それ以外に先ほどのお話でご質問があれば 伺いたいのですが。よろしいですか。何しろ聞くだけで、それもあらかじめ届けて ないと、その場で急にとはいかないので。規程で決めてあるのでしょうがない。

- 事務局 原則としてということですので、公述される方が少ないとか、時間に余裕があるという場合は、そういった方からもその場でもご意見お聞きしていただいても結構ですけれども。開催する2週間前には県報やプレスリリースにより公聴会の開催を周知いたしまして、いつまでに公述されたい方は事務局の方に意見を出してくださいという形でお知らせいたします。
- 沖野会長 それには出席者の資格の制限などは書いてないのですか。この、利害関係者 というのは。
- 事務局 利害関係者というように書いて周知します。ここをみると、漁協関係者が主に見えますけれども、漁業権者ということになれば、漁協さん本体になりますし、漁業権漁業の経営者となれば養殖業者さんなどが含まれるようになります。漁協関係者となれば、執行部以外の方、組合員個人の方、執行部の考えに反対される方もいらっしゃいますのでそういう方もいらっしゃる。その他直接利害関係のあるという方が広く捉えられると思いますが、市町村、遊漁者、近隣の住民の方など広く考えられています。

名取委員 遊漁関係も利害関係者ですよね。

事務局 そうです。その他のところで結構広く意見を言っていただけることになります。

名取委員 松本の合同庁舎で 10 年ほど前に聞きましたが、(事前)登録されてなくて質問した方は結構いました。時間が余っていたのか、釣り人も 2,3 人質問しました。

沖野会長 そういう形があるのです。ただどうするのか、そういう方は新聞でしかわからない。

名取委員 あるいは県報をみて。

事務局 また、インターネットで県の HP で広報します。

名取委員 県に一言言いたいというのは、いいのですか。

沖野会長 一言ならいいんです。

名取委員 ただ言いっぱなしで答がない。昭和 26 年に出た(規程の)言いっぱなしがおかしいです。

沖野会長 それ以来改正されていない。

事務局 改正は平成になってからもされておりますので。

沖野会長 それではそういうことですので、(公聴会に)是非ご参加いただきたいと思います。その他何か。どうぞ。

名取委員 諏訪湖漁協の外来魚駆除のその後のどの程度効果が出ているか、具体的な効果の資料があるのかどうか。県からの補助がまだ出ているのかどうか。電気ショッカーでの駆除についての他の生物への影響あるいは他の魚への影響がどういう感じで出ているのか資料があるのかどうか。それともう一つ、美鈴湖で電気ショッカーでの駆除がどの程度効果が出ているのか。そういう外来魚に対する県の資料は、バス以外の魚にも何か影響が出ているのかどうか。もう一つ外来魚の問題で、上伊那漁協でスモールマウスバスの問題が出ているけれども、その状況報告を県の方から教えていただければ、どの程度捕れて、これからどういう対策をしていくのかということを教えていただきたい。それをお聞きしたい。

沖野会長 では事務局の方から、わかる範囲で。

事務局 資料等は本日用意しておりませんけれども、外来魚駆除に対する県の補助ということでありますれば、外来魚等食害防止対策事業補助金という形で、現在も対策を行う主体の方に補助を行っております。昨年は9団体に補助をしております。美鈴湖の件は把握しておりませんけれども、スモールマウスバスが最近増えているという上伊那漁協ですけれども、釣り大会などで一生懸命駆除を行っているということで、それについては補助の対象となると考えております。

名取委員 補助というのは一般的にかかる費用の何パーセントくらいでしょうか。

事務局 この補助金につきましては、かかった事業費の2分の1以内ということになっております。上限は特になかったと思いますが、そもそも予算が足りないので十分というわけにはいかないと思います。

名取委員 上限はありますよね。

- 事務局 全体の予算の上限はあります。
- 名取委員 例えば、バスを駆除するために、人足が50人・100人かかったとしたら、 1万円×50人の2分の1を県からいただけるという、そういう計算ではないです よね。
- 事務局 そうですね。細かい規程はないですが、先ず、実施主体の方から計画を挙げていただきまして、それを受けて県が承認をするという形で実施しています。計画が目的に適っていれば事業の補助を行うということになります。
- 名取委員 全国的にみるとその辺の駆除費用がどの県も相当抑えられているという話 を聞いているものですから、長野県の場合はそういう上限がなくて、申請あればほ ぼ認めてだしているということになっているのかどうか。
- 事務局 全体の予算額が決まっており、さらに県全体の予算が減る中で少しずつ(補助金が)減っているというのが現状です。さらに、その中で、実施主体が多数になれば、どうしても1事業主体が受け取る補助金額は減ってしまうということにならざるを得ないという状況です。
- 名取委員 補助金出して駆除している効果というのは、結構出ているんですかね。
- 事務局 駆除の効果という点につきましては、なかなか評価が難しいところで、これだけの外来魚が駆除されたという数は私どもでも、把握はしております。ただ元々どれだけの外来魚がいて、どれだけの努力量をかけて、これだけ獲れたかということになってくると、なかなか、駆除の努力だけで手いっぱい事業主体にはやっていただいているので、現在どのくらいの外来魚がいるかというところまでは、私どももなかなか把握できていないところです。
- 名取委員 それともう一つ、外来魚を駆除するのは分かるんですけれども、電気ショッカーを使っての駆除は、他の生物への影響はある程度あるものなのですか。
- 事務局 全くないとは私達は考えておりませんが、これまでの水産試験場で行っている 調査では、魚について、あるいはもっと小さな小動物についても評価をしていて、 生物が死滅してしまうというような致命的な影響はないということです。

沖野会長 最後の、スモールマウスバスですが。

- 名取委員 天竜川ですか、去年からスモールマウスバスが増えて、駆除の対策はしていると思います。それに対して県が対策をしているという話を聞いているんですけど、 湖と河川と違っていて、思うように進んでいないという話です。
- 事務局 おっしゃるように、なかなか思うように進んでいないのですが、オオクチバスと違ってコクチバスは、流れのある川の中でも生息できるので、止水域の閉鎖的なところにいるオオクチバスのようにはなかなかいかない、ご指摘のとおりです。今、水産試験場で行っている取り組みとしては、開放系である川でも、効率的に外来魚を捕獲できるような電気漁具(電気曳き縄)を開発中です。

沖野会長 諏訪湖(漁協)の藤森さん、何かコメントを。

藤森委員 今の名取さんのおっしゃった内容について、水産試験場諏訪支場さんがほとんどデータについて掌握していますので、細かいデータをいただけると思います。諏訪湖漁協の場合は、電気ショッカー船で駆除しているというのも、これは電流を入れっぱなしで交互にやっていく方式ではなくて、瞬間的に電気を通して瞬間的に切ってしまう方式です。入れっぱなしだと電気が供給しきれないという事情もあります。瞬間的にショックを与えたときに、一瞬動けなくなります。30秒とかね、1分まではいかないですけどね。その時に拾い上げればいいわけですよ。拾い上げた外来魚はそのうち復活しますね。他の魚も同じようにショックを与えられるので一瞬動かなくなったりするんです。でもそれも1、2分経つうちにみんな元に戻って泳いでいってしまうという状況です。うちも心配なものですから、放流した魚がそんなことになったら大変ですので、持ち帰って、どういうふうに復活するかということを調べてみました。ほとんど問題ないですね。

後、電気ショッカー船で捕獲する方法と刺し網や投網で獲る方法があります。電気ショッカー船の方が比較的短時間で苦労しなくて獲れるというようなメリットがあるので、できるだけ電気ショッカー船で獲りたいと思っています。獲る量は、今から3年くらい前に最初に使ったんですけれども、たくさんいたということだと思いますけれども、1年間10トン獲ったんですよ。今は、だんだん少なくなって、1年間で2、3トンです。投網、刺し網で獲っているのと電気ショッカー船で獲るのと、大体同じ比率で獲っています。ただ、全部獲るのは、おそらく無理だと思います。ただ少なくなってきているんじゃないかと思われるのは、先ほど会長さんのお話にもありましたように、エビの漁獲量が一昨年が約400kgでした。去年が500kg、今年が600kgになっています。ですから、一昨年から2割くらいず

つ増えています。一つには外来魚を駆除した成果がでているかなと思います。ただ、エビが一番たくさん獲れた年は40トン獲っています。随分昔ですね。そこまで戻るとなると大変なことなんですけれども。600kgが1トンになれば市場に供給もできるようになってきますし、釣りの人たちもエビ釣りが楽しみになるのでないかと思っています。

沖野会長 よろしいですか。はい、藤森さん、有難うございました。他に何かありますか。

近藤委員 コクチバスについては、支流にも入ってきています。正直言って川に関してはお手上げ状態です。いろいろやってみたけれども、ほとんど効果ないかな。電気ショッカーはほとんど使うところはありませんので、刺し網あるいは釣りで。最近はかなりの急流にもコクチバスが入ってきます。心配は心配だけれどもやりようがない。

名取委員 最後は釣りです。

近藤委員 奨励できないですし、釣ったら処分するということなんですよね。再放流はいけませんから。でも、なかなか難しいみたいだね。止水域のヘラブナ釣りの皆さんなんかとしょっちゅうトラブルが起こっています。困っているから何とかしろとよく組合に出てくるんです。でも手のつけようがない。

沖野会長 全国的に難しい問題ですね。もし、他になければ議事はこれで終わらせていただきます。よろしいでしょうか。では議事の方は終わりとして、事務局にお返しします。

事務局 本日はお忙しい中長時間に亘りご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして第213回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。 公聴会は8月下旬、次回委員会は9月中下旬に予定しておりますのでよろししくお願いいたします。

議事録署名委員	宮 島	幹 夫	(FI)
11以 于 35 日 日 久 尺		T1 /\	

議事録署名委員 桐 生 透 印